

〔発行〕社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会 住所:訓子府町東町398番地訓子府町総合福祉センター「うらら」内連絡先:TEL:47-3536/FAX:47-5556 ホームページ:https://kunneppu-shakyo.jp

共同募金の仕組み

≪目標額を立てる計画募金≫

共同募金は、事前に地域内の資金ニーズを勘案し、使い 道の計画を立ててから募金を行う『計画募金』です。地域 で寄せられた募金の約8割はその地域で活用され、残りの 約2割は道内全域での福祉に活用されています。

≪訓子府町での使われ方≫

訓子府町で集められた募金は一度、北海道共同募金会に送金され、翌年度に募金実績の約8割が訓子府町に助成されます。

令和7年度訓子府町での目標額

1,031,000円

令和6年度に訓子府町で 集まった募金実績

1,031,520円

約8割の助成

令和7年度に訓子府町へ 助成された金額

818,520円

高齢者福祉事業:239,000円

• 交通安全杖配付事業: 149,000円

・訓子府町老人クラブ

連合会助成: 90,000円

青少年福祉事業費:63,000円

・子ども会育成連絡協議会助成

(7.7%)

助成額合計

(29.2%)

818.520F

団体福祉事業:50,000円

• 訓子府町遺族会助成

(8.6%)

募金

本 5 羽根共同幕全

[48.4%] **事務費:70,000円** ※募金活動に必要な経費

(旅費、印刷費、資材費、通信運搬費等)

地域福祉事業:396,520円 ・ふれあい昼食会事業:166,520円

* 13/4 (め) () | 型及云争未・100,020

・民児協クリスマス

お楽しみ会助成: 50,000円 ・社協だより発行事業:100,000円 ・社明運動推進委員会助成: 30,000円

NPO法人クンネプコタン

子ども食堂事業: 50,000円

赤い羽根共同募金運動

【運動期間:10月1日~12月31日】

10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。皆様のあたたかい気持ちに支えられ、町内における高齢者や障がい者(児)への身近な福祉活動だけでなく、その他の地域福祉活動や自然災害による被災地、被災者支援等、全国規模の支援にも役立てられています。

今年度につきましても、本運動の趣旨にご理解いた だき、皆様のご協力をお願いいたします。

歳末たすけあい募金

【運動期間:12月1日~12月31日】

歳末たすけあい募金では、町内で集められた募金の 全てが訓子府町のために使われます。

ご協力いただいた募金は、主に町内の『単身高齢者』 及び『ひとり親世帯』を対象に歳末まごころプレゼント として、民生委員児童委員をとおして贈呈されます。

各町内会、実践会を通し募金の協力をさせていただきますので、今年度につきましても、皆様のご協力をお願いいたします。

令和7年度 社協会員会費にご協力ありがとうございました

本年も社会福祉協議会の賛助会員会費として各町内会実践会を通じて各世帯の皆様からと、町内の事業所や商店等にご協力をいただきました。

納入いただいた会費は地域福祉事業等への貴重な財源として、有効に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

★一般会員会費(1□ 500円)

| 地区 | 戸数 | 金額 | 地 | X | 戸数 | 金額 | 地 | X | 戸数 | 金額 |
|------|-----|--------|---|---|----|--------|-----|----|-------|--------|
| 東幸町 | 140 | 70,000 | 農 | 盂 | 17 | 8,500 | 清 | 住 | 35 | 17,500 |
| 西幸町 | 100 | 50,000 | 穂 | 波 | 50 | 25,000 | 西 | | 30 | 15,000 |
| 東町 | 155 | 77,500 | 柏 | 丘 | 43 | 21,500 | 北 | 栄 | 28 | 14,000 |
| 元 町 | 30 | 15,000 | | 出 | 40 | 20,000 | 駒 | 里 | 22 | 11,000 |
| 旭町 | 91 | 45,500 | 大 | 谷 | 12 | 6,000 | 弥 | 生 | 21 | 10,500 |
| 大 町 | 40 | 20,000 | 実 | 郷 | 29 | 14,500 | 福 | 野 | 35 | 17,500 |
| 栄 町 | 82 | 41,000 | 緑 | 丘 | 21 | 10,500 | 回 | 園 | 32 | 16,000 |
| 若富町 | 80 | 40,000 | 協 | 成 | 11 | 5,500 | ケアハ | ウス | 13 | 6,500 |
| 若葉 町 | 56 | 28,000 | 開 | 盛 | 7 | 3,500 | 合 | 計 | | |
| 末広町 | 130 | 65,000 | 常 | 盤 | 6 | 3,000 | | | | 14戸 |
| 日出町 | 43 | 21,500 | 豊 | 坂 | 15 | 7,500 | | | 707,0 | 四00円 |

★賛助会員会費(1□ 1,000円)

| | 賛 助 | 会 員 | (順不同・敬称略) | | |
|----------------|------------------|-----------------|--------------------------|--|--|
| 訓子府貨物輸送㈱ | 湯本歯科医院 | 髪工房すぎやま | ㈱小野寺 | | |
| 富山産業㈱ | ヘアーサロンありふじ | ぷらっとカフェ 駅茶屋 | 末広ストアー | | |
| 旬訓子府新報社 | 訓子府町商工会 | 旅の宿 くんねっぷ | ㈱富山商店 | | |
| おおの車輌 | 福よし | 何平野商店 | 旬東建築板金工業 | | |
| 訓子府機械工業㈱ | | 訓子府石灰工業㈱ | 旬下村運送訓子府営業所 | | |
| 太田醸造侚 | 田醸造侑 北見信用金庫訓子府支店 | | 黒川管機工業所 | | |
| 常照寺 | 大西美容室 | 長田商店 | ㈱ディ・エス・ジー | | |
| 久島工業(株) | 北のあかちょうちん 扇 | ハート歯科 | ㈱山田産業 | | |
| カンリ運送㈱ | 隆光寺 | ㈱谷山新聞販売所 | 侑訓子府ハイヤー | | |
| 柴田石材工業 | シティマート くんねっぷ店 | JAきたみらい訓子府地区事務所 | めしや爽 | | |
| 丸建工業㈱ | ㈱住吉商店 | シャムラック | グループホームはるる | | |
| 旬訓子府運送社 | そば処 清水屋 | 訓子府神社 | くんねっぷ静寿園 | | |
| 佐野看板塗装店 | エリカ美容室 | 理容 ふじい | NPO法人 クンネプコタン | | |
| 訓子府クリニック | ㈱酒のハシモト | ㈱菅野養蜂場 | ホクレン農業協同組合連合 会訓子府実証農場 | | |
| 味の素食品北海道㈱ | 旬坂井商店 | 宮前車輌工業㈱ | | | |
| 妙傳寺 | カガミ菓子店 | たけだ美容室 | 侑訓子府清掃社 | | |
| 何ラブクリエイト | ヘアーサロンおおまち | 八島鉄工場 | | | |
| ㈱竹田商会 | よご商店 | ㈱明和電気商会 | 合計 72件 | | |
| 炭火焼肉だいちゃん | リサ整骨院 | 最勝寺 | 333,000円 | | |

町老人クラブ連合会『第47回高齢者スポーツ大会』

8月5日町老連主催の『第47回 高齢者スポーツ大会』が町スポーツセンターで開催されました。町内16クラブから135名の会員が参加され、「ボール送り」や「うまく入るかな」など、6つの競技を行いました。競技をとおし他クラブの会員等とも交流が行われ、和やかな雰囲気の中、楽しまれていました。







サロン活動助成金の活用が増えています!

サロン活動助成金は高齢者や子育て世帯を中心に行う茶話会や健康体操などの自主的な集まり(サロン活動) への活動費を助成しているもので、町内での身近な集まりを対象にしています。現在活動中のサロンやこれから やってみたいと言うかたのご相談もお受けしますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

- ロ対 象 ①概ね65歳以上の高齢者が5人以上参加するサロン
 - ②障がい者が5人以上が参加する参加するサロン
 - ③概ね小学生以下の子育て世帯が5世帯以上参加するサロン など 上記①~③を満たし、年間6回以上開催するもの

※対象外 ①営利を目的とする場合

②趣味活動のみを行うサークル など

□助成額 20,000円以内





受賞おめでとうございます

■令和了年度 北海道社会福祉協議会会長顕彰 〔社会福祉施設職員功労者表彰〕

社会福祉施設職員として多年にわたり介護業務や施設運営等に大きく貢献された功績が認められ授賞されました。

*社会福祉法人 訓子府福祉会

- ・原 田 由 紀氏 ・加 藤 啓 太氏
- ·湯 峯 祐 太氏 ·加 藤 常 悦氏

■令和7年度老人クラブ功労者顕彰

単位老人クラブの役員として多年にわたり会の発展に尽力された功績が認められ授賞されました。

- ・太 田 日出男 氏(弥生老人クラブ万年青会)
- ・鳥 山 ノ ブ氏(福寿会)
- ・黒 川 清 氏(協成老人クラブ)

『生活資金』・『医療資金』を貸付いたします

経済的な理由で一時的に資金を必要とする方、負傷 又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中に生計を 維持するために必要な「生活資金」・「医療資金」を 貸付けします。

- ■貸付限度額:50,000円
- ■「生活資金」の貸し付けにつきましては、連帯保証 人が必要となります。
- ■医療資金の貸し付け要件
- ・医療費の支払いが貸付け金額の概ね5割以上となること
- ・医療機関が発行する領収書等を2か月以内に提示すること(連帯保証人不要)

災害義援金を募集しています

この度、被災されました皆様に、心よりお見舞い 申し上げます。

訓子府町社会福祉協議会では被災された方々へのお見舞いのため、義援金の受付を行っております。 お預かりしました義援金は、その全額を北海道共同募金会をとおして被災地県が設置する義援金配分委員会に送られ被災者に配分される予定です。皆様の温かいご支援とご協力をお願いします。

■義援金名

- □令和7年8月大雨災害義援金
 - (受付期間:令和7年10月31日まで)
- □令和7年台風第8号に伴う災害義援金
 - (受付期間:令和7年12月26日まで)
- □トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金 (受付期間:令和7年12月26日まで)
- □令和6年能登豪雨災害義援金
 - (受付期間:令和7年12月26日まで)
- □令和6年能登半島地震災害義援金
 - (受付期間:令和7年12月26日まで)

■受付窓口

□訓子府町社会福祉協議会

成年後見制度に関する一時相談窓口

成年後見制度とは認知症や知的障がい・精神障がいなどで福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度です。

成年後見制度には判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気なうちにあらかじめ任意後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。ご本人に代わって生活に必要な契約や手続き、財産管理などを行うのが後見人です。この成年後見制度利用に係る相談窓口を本会に設置していますので、制度や申立てに関する手続きなど、お気軽にご相談下さい。

社協のあずかりサービス

「社協のあずかりサービス」は本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった場合に、必要な医療、福祉、生活サービスを継続し安定した生活が営めるよう、本会が本人または親族に代わって金銭管理を行う事業です。対象は町内に在住する病院や施設にて一時的に入院、入所されている方や日常生活自立支援事業、成年後見制度など適切な金銭管理を行うための準備中である方です。金銭管理にお困りの方、不安のある方は社協までご相談下さい。

■利用料

支 援:1,200円/1時間(1時間以降600円/30分)

交通費: 300円/1回

介護職員初任者研修費助成

訓子府町における介護保険サービスに係る雇用確保 及び介護保険サービスの安定供給を図るため、北海道 介護職員初任者研修実施要綱に規定する「介護職員初 任者研修過程」を受講する方へ、費用の一部を助成い たします。

■対象者

町内に住所を有する者で、町内の介護保険事業所に 就業している者又は就業を希望する者

- ■対象研修 介護職員初任者研修
- ■対象経費 初任者研修における受講料
- ■限度額 25.000円

※募集人員に達した場合は早期に受付を終了すること があります。詳細についてはお問合せ下さい。

あたたかいご寄付をありがとうございます

あたたかいご寄付をお寄せいただき、厚くお礼申 し上げます。皆様のご厚意に感謝し、地域の福祉活 動に活用させていただきます。

(令和7年7月11日~令和7年9月10日)

▽香典返しにかえて

- ・山岸和子様(旭町)・島貫淳一様(末広町)
- ・黒川繁雄様(清 住)・仁木 聡様(穂 波)
- ・永 井 保様(北見市)・米山美恵子様(西幸町)
- ・木 村 純 一様(札幌市) ・長 田 貴 紀 様(仲 町)
- ・山本喜子様(末広町)

生活支援サポーター養成講座



日常生活における短時間でのちょっとした困りごと(掃除機掛け、ゴミ出し、調理補助 など)をお手伝いするボランティア "生活支援サポーター"を養成します。

ちょっとしたお手伝いはサポーターご自身の<u>やりがい</u>や生活のハリ、 介護予防にもつながります。

ちょっとしたお手伝いを必要としている方のため、自分自身のため に活動してみませんか?たくさんの受講をお待ちしています!

と き: 令和7年10月14日(火) 9時30分~11時30分

ところ:訓子府町総合福祉センターうらら『多目的研修室』

生活支援サポーターの活動についてはボランティアポイント制度を活用しています。 30分の活動につき1ポイントが付与され、10ポイントでメロンスタンプ券と交換 が可能です!地域活性化にもつながりますので、是非ご参加下さい!

【申し込み先:訓子府町社会福祉協議会(47-3536)】



社会福祉協議会では、介護保険制度に伴う『訪問介護事業所』を運営しています。ご自宅にホームへルパーが訪問し、様々な援助を行います。当事業所では介護の資質向上を目指し、定期的に研修を受けている介護福祉士等の有資格者を配置しています。サービスを受けられる方は介護保険制度による介護認定を受けている『要介護者』及び『要支援者』です。介護認定を受けられていない方は町福祉保健課(地域包括支援センター)にご相談下さい。

身体介護

- 入 浴 排 泄
- 食 事 ●通院介助



生活援助

- ●調理●洗濯
- 掃 除 買い物

など、日常生活の援助

●利用可能な日時

月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで。ただし、12月30日から1月4日までは休業。 ※ご希望がある場合は随時ご相談下さい。

- ●障害者福祉制度によるホームヘルパーの訪問援助も行っておりますので、ご相談下さい。
- ●料金やサービス内容、詳細につきましてはお問合せ下さい。
- ●介護保険制度以外の独自の訪問介護サービスを実施しています。詳細はお問い合わせ下さい。